

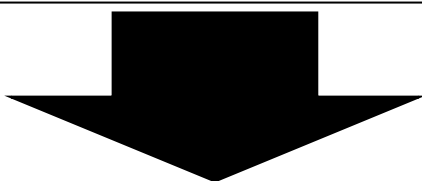
ひとり親家庭等医療費受給資格をお持ちの方へ

入院・通院した場合の 自己負担金が撤廃されます

変更内容

変更前

課税者である保護者が受診した場合、
入院1,200円／日、通院1,000円／月の自己負担あり



変更後 ※R6.7～

課税状況に関係なく、自己負担なし

医療助成制度	変更適用日
ひとり親家庭等医療費	令和6年7月1日 入院分・通院分から

※令和6年6月入院分・通院分までは、保護者が課税者の場合、自己負担金が発生します（従来の制度）。

問合せ：志木市役所 子ども支援課 担当：支給グループ
TEL: 048-473-1111 (内線: 1081~1084)